

市会議案第19号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年9月22日提出

吹田市議会議員 橋本 潤

同 矢野伸一郎

同 泉井 智弘

同 西岡 友和

同 後藤 恭平

## 吹田市条例第 号

### 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例（案）

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年吹田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「疾病その他の理由により同一の任期中の連続する3回以上の」及び「及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等（吹田市議会の臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）の全て」を削り、「の議員報酬の月額は、第2条」を「は、前条」に、「同条に規定する議員報酬の月額に、次の各号に掲げる連続して欠席した定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする」を「議員報酬を支給しない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「連続して」及び「定例会のうちの最後の」を削り、「属する月の翌月から定例会又は会議等に出席した日の属する月の前月」を「翌日から同日以後に開かれる定例会、吹田市議会の臨時会、常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席した日の前日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間に1月に満たない月があるときの当該月に係る議員報酬は、日割によりその額を計算して支給するものとする。

第4条第3項中「又は会議等」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 疾病又は負傷に係る療養
- (2) 出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの期間内にあること。
- (3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年吹田市条例第37号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害
- (4) 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたこと。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（期末手当の支給停止等）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定にかかわらず、当該各号に定める基準日に係る議員の期末手当の支給を停止する。

- (1) 基準日以前6箇月以内の期間に第6条第1項の規定により議員報酬の支給が停止されている期間が含まれるとき。
- (2) 基準日において第6条第1項の支給停止の理由となった刑事事件の判決が確定していないとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の規定により議員報酬の支給が停止されている期間が含まれる任期中の議員の期末手当について適用する。

3 第6条第2項から第4項までの規定は、議員の期末手当について準用する。  
第8条を第9条とする。

第7条第1項中「この条において」を削り、同条第2項中「前項」を「議員」に改め、「（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。）」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

3 基準日以前6箇月以内の期間に第4条第1項の規定により議員報酬が支給されない期間が含まれる場合の議員の期末手当の額は、前項の規定により算出する額に、当該支給されない期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 0
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の10
- (3) 4箇月以上5箇月未満 100分の20
- (4) 3箇月以上4箇月未満 100分の30
- (5) 2箇月以上3箇月未満 100分の50
- (6) 1箇月以上2箇月未満 100分の70
- (7) 1箇月未満 100分の90

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（議員報酬の支給停止等）

第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束が解かれた日（その日までに任期満了、辞職等により議員でなくなった者にあつては、当該任期満了、辞職等の日）までの間の議員報酬の支給を停止する。この場合において、当該期間に1月に満たない月があるときの当該月に係る議員報酬は、日割によりその額を計算して支給するものとする。

2 前項の支給停止の理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があつたとき又は無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。以下同じ。）が確定したときは、当該処分があつた日又は当該無罪の判決が確定した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に、同項の規定により支給を停止していた議員報酬を支給する。

3 前項の規定は、任期満了、辞職等により議員でなくなった者についても適用する。

4 第1項の支給停止の理由となった刑事事件に関し、有罪の判決が確定したときは、同項の規定により支給を停止していた議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議員の議員報酬及び期末手当の不支給、支給停止等に関し必要な事項を定めるため  
必要があるので、本案を提出するものです。

## 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>第4条 議員が疾病その他の理由により同一の任期中の連続する3回以上の吹田市議会の定例会（以下「定例会」という。）及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等（吹田市議会の臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）の全てを欠席した場合の議員報酬の月額、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に、次の各号に掲げる連続して欠席した定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 3回 100分の80</p> <p>(2) 4回 100分の60</p> <p>(3) 5回 100分の40</p> <p>(4) 6回 100分の20</p> <p>(5) 7回以上 0</p> <p>2 前項の規定は、当該連続して欠席した定例会のうちの最後の定例会の会期の末日の属する月の翌月から定例会又は会議等に出席した日の属する月の前月までの間の議員報酬について適用する。</p> <p>3 定例会又は会議等を欠席した理由が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年吹田市条例第37号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害</p> <p>(2) 前号に掲げる理由に準ずるものとして議長が認める理由</p> <p>第5条 -----略-----</p>	<p>第4条 議員が吹田市議会の定例会（以下「定例会」という。）を欠席した場合は、前条の規定にかかわらず、議員報酬を支給しない。</p> <p>2 前項の規定は、当該欠席した定例会の会期の末日の翌日から同日以後に開かれる定例会、吹田市議会の臨時会、常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席した日の前日までの間の議員報酬について適用する。この場合において、当該期間に1月に満たない月があるときの当該月に係る議員報酬は、日割によりその額を計算して支給するものとする。</p> <p>3 定例会を欠席した理由が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 疾病又は負傷に係る療養</p> <p>(2) 出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から出産後8週間を経過する日までの期間内にあること。</p> <p>(3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年吹田市条例第37号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害</p> <p>(4) 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたこと。</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>（議員報酬の支給停止等）</p> <p>第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を</p>

現 行	改 正 案
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 -----略-----</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ議員である者に対して支給する。基準日前1箇月以内に任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者についても、同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期満了、辞職又は死亡の日現在)における期末手当基礎額(その者の議員報酬の月額(第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。))に、その月額に100分の20を乗じて得</p>	<p><u>受けたときは、第3条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束が解かれた日(その日までに任期満了、辞職等により議員でなくなった者にあつては、当該任期満了、辞職等の日)までの間の議員報酬の支給を停止する。この場合において、当該期間に1月に満たない月があるときの当該月に係る議員報酬は、日割によりその額を計算して支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の支給停止の理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があつたとき又は無罪の判決(無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。以下同じ。))が確定したときは、当該処分があつた日又は当該無罪の判決が確定した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に、同項の規定により支給を停止していた議員報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、任期満了、辞職等により議員でなくなった者についても適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項の支給停止の理由となった刑事事件に関し、有罪の判決が確定したときは、同項の規定により支給を停止していた議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、支給しない。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ議員である者に対して支給する。基準日前1箇月以内に任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者についても、同様とする。</p> <p>2 <u>議員の期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期満了、辞職又は死亡の日現在)における期末手当基礎額(その者の議員報酬の月額に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。)に100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め</u></p>

現 行	改 正 案
<p>た額を加算した額とする。)に100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) }          { -----略-----          (7) }</p> <p>第8条 -----略-----</p>	<p>る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) }          { -----略-----          (7) }</p> <p><u>3 基準日以前6箇月以内の期間に第4条第1項の規定により議員報酬が支給されない期間が含まれる場合の議員の期末手当の額は、前項の規定により算出する額に、当該支給されない期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>6箇月 0</u>          (2) <u>5箇月以上6箇月未満 100分の10</u>          (3) <u>4箇月以上5箇月未満 100分の20</u>          (4) <u>3箇月以上4箇月未満 100分の30</u>          (5) <u>2箇月以上3箇月未満 100分の50</u>          (6) <u>1箇月以上2箇月未満 100分の70</u>          (7) <u>1箇月未満 100分の90</u></p> <p><u>第9条 -----略-----</u>  <u>(期末手当の支給停止等)</u></p> <p><u>第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定にかかわらず、当該各号に定める基準日に係る議員の期末手当の支給を停止する。</u></p> <p>(1) <u>基準日以前6箇月以内の期間に第6条第1項の規定により議員報酬の支給が停止されている期間が含まれるとき。</u>          (2) <u>基準日において第6条第1項の支給停止の理由となった刑事事件の判決が確定していないとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第6条第1項の規定により議員報酬の支給が停止されている期間が含まれる任期中の議員の期末手当について適用する。</u></p> <p><u>3 第6条第2項から第4項までの規定は、議員の期末手当について準用する。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(この条例に定めのない事項)</p> <p><u>第9条</u>            -----略-----</p>	<p>(この条例に定めのない事項)</p> <p><u>第11条</u>            -----略-----</p>